



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

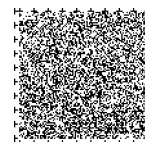
少子高齢社会が進行する中で、ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進し、高齢者や障害者、子ども等すべての市民が安心して安全に暮らせるまちづくりが重要となっています。

国においては、平成 23 年 3 月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われました。また、平成 25 年には、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や、高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策等、国及び地方公共団体が講ずるべき基本的施策について定める「交通政策基本法」が施行されました。平成 30 年 5 月には「バリアフリー法」が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが明記されました。

東京都においては、「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を制定するとともに、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を作成し、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準を定め、東京都全体のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。更に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。

本市においては、平成 28 年 3 月に『第3期福生市バリアフリー推進計画』を策定し、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現を目指して計画を推進してきました。また、『第5期福生市地域福祉計画』では、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、だれにもやさしい安全なまちづくりを進めています。

この度『第3期福生市バリアフリー推進計画』の計画期間が終了を迎えるため、これまでの取組や福生市の現状を踏まえ、『第4期福生市バリアフリー推進計画』を策定します。



## || 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、市民、民間事業者及び行政の協働により、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が道路や公園、市の建築物、鉄道の駅舎などの公共施設や市民の多くが利用する民間事業所、店舗等を円滑に利用できるまちを目指すとともに、すべての市民が個性や人権を尊重され、自由に参加することができる社会の実現を目指し、策定します。

『福生市総合計画（第5期）』の主要な計画として策定します。

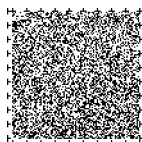
そのほか、『第6期福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

「改正バリアフリー法」や「東京都福祉のまちづくり条例」との整合・連携を図ります。

## || 3 バリアフリー関連法等の制定経緯

これまでの主なバリアフリー関連法等の制定経緯は、次のとおりです。

	バリアフリー関連法等の制定経緯
昭和23年 (1948)	国連総会において「世界人権宣言」が採択された。宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」旨を確認している。
昭和35年 (1960)	日本では「障害者の雇用の促進等に関する法律」が制定された。
昭和36年 (1961)	アメリカがバリアフリーデザイン基準を制定。
昭和43年 (1968)	アメリカがバリアフリー法を制定。
昭和45年 (1970)	日本では「障害者基本法」が制定された。この法律は、障害のある人のための施策に関し基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人のための施策の基本事項を定めている。
昭和48年 (1973)	アメリカでリハビリテーション法が改正され、連邦政府資金が投入された事業に関して障害のある人が不利となることを禁止した。
昭和49年 (1974)	国連障害者生活環境専門家会議がバリアフリーデザインに関する報告書を作成。
昭和50年 (1975)	国連総会において「障害者権利宣言」が採択された。宣言は、「障害者が等しく人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会への完全参加と実質的平等が確保されるべき」旨を定めている。
昭和60年 (1985)	アメリカノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンター創始者ロナルド・メイス氏がこの頃から「ユニバーサルデザイン」を提唱。



年次	バリアフリー関連法等の制定経緯
平成2年 (1990)	アメリカが障害者法を制定。障害を理由に差別することが禁止された。また、この法律は、建築物も対象とされた。
平成5年 (1993)	国連総会において「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択された。この規則では、「雇用の分野における法律と規則は障害のある人々を差別してはならず、その雇用に関して障壁を設けてはならない。」としている。
平成6年 (1994)	日本で「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）が制定された。
平成7年 (1995)	東京都が「福祉のまちづくり条例」を制定。この条例及び施行規則の制定により、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準が設けられた。
平成12年 (2000)	日本で「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）が制定された。
平成14年 (2002)	日本で「身体障害者補助犬法」が制定された。この法律の制定により、公共施設や事業所、公共交通機関等における補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の使用または同伴が可能となった。
平成18年 (2006)	日本で「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が制定された。
平成23年 (2011)	バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が告示された。
平成30年 (2018)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部を改正（改正バリアフリー法）

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

